

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

なお、榊議員は時間制にて質問いたします。

○11番（榊 朋之君）〔登壇〕 11番、近未来21の榊朋之です。

本日は通達に従い、当市の緑化行政、道路行政並びに指定管理者制度について、それぞれ市長にお考えをお伺いさせていただきます。今回は若干、執行部には耳の痛いことも言わせていただくつもりでおりますが、どうかよろしく御回答のほどお願いいたします。

まず、緑化行政についてお伺いいたします。

私が今さら申し上げるまでもなく、緑はまさに生命の源であり、地上に生活するあらゆる生物は緑の恩恵なしに生活することはできないと言っても過言ではないほどに、極めて大切なものです。昨今では、一時期の急激な経済成長の陰で、ともすれば置き去りにされ破壊されてきた緑の大切さをいま一度見直し、これを守り育てていこうという機運が高まり、各地で緑を守り育てるための政策や運動が展開されております。

当市におきましても、改訂「春日市緑の基本計画」において、「市民が真ん中 ふるさと すがの緑の伝承」を高らかにうたい、この基本理念のもと各種の政策を実施されておられます。しかし、当市を取り巻く現状は非常に厳しく、この基本計画の中においても触れられておられますが、現在、当市では緑の量、すなわち緑被率が市域の35%を若干割り込み、今後の開発等の進展いかんではさらに減少が予測される状況であります。

経済的には好ましくても、地価が高騰すれば当然のように住宅の販売価格も上昇するため、最近の新築戸建て住宅などを見ておりますと、外構に関してはガレージをとるのがやっとなり、樹木の一本もない、そんな状況です。今後このような状況が続くのであれば、現在の市域の緑被率に占める民有宅地内の緑の割合はさらに減量することが容易に予測されます。となれば、現在も緑被率の4割をも占める公共の緑の存在が、極めて大きなものになるのではないのでしょうか。

この点に関しましては市も同様の認識をお持ちのようで、緑の基本計画において、平成22年度に25.5%である公共公益施設の緑被率を、平成32年度には30%へ上昇させる目標水準を定めておられます。ぜひ、この目標達成に向けて努力を続けていっていただきたいと切に希望するものであります。

しかしながら、ここで大変申しわけありませんが、あえて心を鬼にして苦言を呈させていただきます。公共公益施設内の緑地は、ただ単に一旦植えてさえしまえばそれでいいというものでは決してありません。自然形態の緑地ではない以上、適正な管理が行われて初めて公共の緑としての価値が発生するものであるはずで、せつかく設置した街区公園等でも下草が伸び放題となり、せつかく植えたであろう芝生がもはや跡形もないような状況がしばしば見受けられます。

また、私ども議員初め、多くの市民が最も多く利用するこの市庁舎内敷地におきましては、樹木帯の雑草は数カ月間にわたって伸び放題の育ちっ放し、低木・中木・高木のどれもが、樹生や樹種などお構いなしで伸び放題という状況であります。これには日ごろから緑を愛し、野辺に咲く名もなき花につい涙を流してしまう私のような者はもちろん、多くの市民の方が心を痛めてい

るのではないのでしょうか。これではせっかく植えた樹木がかわいそうです。

当然、予算上の制約があることは十分に承知をいたしております。おりますが、冒頭でも申し上げましたが、緑は非常に重要なものです。これを守り传承していくことは、基本計画でもうたわれているとおり、まさに責務であるはずです。公園や街路樹も含めて、専門家の意見を取り入れ、適正な管理に努めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

次に、道路行政についてお伺いいたします。

都市計画よりも住宅開発が先に進み、現在でも、よく言えば古きよきまち並みの名残を残す、悪く言えば狭隘な道路が多く、構造上、改良等に踏み込めない道路を多く所有する本市にあって、道路担当所管の皆様におかれましては、日ごろから大変な御苦勞、御腐心をいただいておりますことに、まずもって心からのねぎらいと感謝を申し上げるものであります。

その上で、まず岡本交差点の問題についてお伺いさせていただきます。

この交差点に関しましては、渋滞緩和等の目的で、これまでも多くの議員から質問が出ている箇所であります。実はこの交差点、お気づきの方もいらっしゃるかと存じますが、本来、交差点には8台あるべき歩行者用の信号機が7台しかございません。県道31号線に沿う形で、日の出側から大和町側に渡る横断歩道部分の信号機が設置されていない状況でございます。

さらに大和町側の角では一部、縁石等で守られるべき歩道が消失しており、サンビオ側から来た車が31号線を福岡側に右折する車がいる際には、直進車が白線部分に入り込んで、すなわち歩道の中を車が行き交うような状況であります。ここは自衛隊の官舎の子どもたちの春日北小への通学路でもあり、子どもたちが歩行者信号を振り向いてのぞき込んだりしている、そこに車が我が物顔で行き交うという、大変危険な状況になっております。

この道路が県道である以上、交差点等改良ということになりましても、県が行う事業でありますことは承知をいたしておりますが、危険にさらされているのは春日市民であり、本来最も守られるべき子どもたちであります。当案件につきましては、市長の出前トークでも話題になったと漏れ伝え聞いております。ぜひ緊急の改良をお願いすべく、県に対して強く要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。交渉の進捗状況等をお教えてください。

次に、道路における交通安全施設の設置に関してお伺いをいたします。

先日、約200世帯、500名以上の市民の方がお住まいの大型マンションの市道への出入り口部分の見通しが非常に悪いため、道路反射鏡、いわゆるカーブミラーの設置について御相談に伺いましたところ、職員から、「つい最近、ある県営住宅の出入り口部分への設置についてもお断りをしたところで、民有地からの出入り口部分の設置については全てお断りをしてある」との御回答を頂戴しました。

確かに民有地からの出入り口において道路が見えにくいとの要望に全て応えてしまえば、市内の道路という道路は全てカーブミラーだらけになるという危惧がつきまとうがゆえに、横一線でのライン引きを行政が行いたくなる心理は理解をいたします。しかし、あえて申しますと、それ

こそ余りにお役所仕事の発想ではないでしょうか。多くの市民の安全がかかる以上、事例に則した弾力性のある運用が求められてよいはずです。

後にお話ししますが、少なくとも私が調べた限りにおいて、市の担当者が言うところの「設置できない」とする理由は、極めて根拠が希薄な気がいたします。いま一度、市としてこのようなケースの際に設置できない根拠、理由をお示しく下さい。よろしくお願いいたします。

最後に、指定管理者制度についてお伺いいたします。

先に明確に申し上げておきますが、私の今回のこの質問は、少なくとも今現在、本市において実施されている指定管理者制度のどれかでありませうとか、その指定を受けているいずれかの団体等についてを問題視をして行うものでは一切なく、今現在、広く日本各地の自治体で大変多く利用されている指定管理者制度を、あくまで一般論で取り扱うものであります。この点御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

御周知のとおり、指定管理者制度は平成15年の地方自治法第244条の2第3項関係条文の改正により、それまで一定の団体に対する委託しか認められていなかったものが、公共団体が指定する者、すなわち指定管理者に業務の範囲を指定して管理を行うことが可能になったことにより、導入された制度であります。この制度の導入により、管理の代行という形で、最終の権限は自治体に残しつつも、処分性のある行為、例えば使用の許可といった、これまでの委託では行えなかった権限の移譲が行われるなど、適用の範囲が大きく膨らんでおります。

そのため、行政にすれば民間のノウハウが活用でき、利用者にとってもより質の高いサービスの提供ができるようになるであるとか、多くの事業において、民間企業の持つ手法を活用することにより経費の削減につながるなどのメリットが出ておりますし、また民間企業においても、数多くの事業においてビジネスチャンスが生まれるという利点も発生するという、まさに一見すると夢のような制度ではあります。一般論として、本市におきましてこの恩恵には大いに浴しているのではないのでしょうか。

しかしながら、やはり世の中に魔法のような完璧な制度など存在するはずもなく、この指定管理者制度についても各地で数多くの問題点が指摘されておりますことも事実であります。一般的には業者選定の過程が不透明で、かつ選定の基準が不明確であるでありますとか、最近、隣の福岡市でも問題になりましたが、業者の決定が選定の前からいわゆる出来レースになっているという問題、また一旦決定した業者を利用者の利便性を考慮する余りに変更できずに再指定が続くなどといった、選考に係る問題も多く指摘されております。

また、本来は自治体が直接責任を負うべき施設までもが制度の運用対象になってはいないかという範囲の問題でありますとか、行政にとっては経費削減が大きくクローズアップされてはおりますが、民間の行動理念の中で採算が合わない事業や、施設の運営が適切に行われているのかという運営上の問題も、各地で指摘されております。

このどれかが本市において当てはまると申すつもりはございませんが、制度の運用開始から約10年が経過し、適用範囲もふえた現時点において、本市においてもいま一度、この制度の持つ功

と罪を冷静に調査分析し、どの制度を継続し、また運用に関して手直しを講ずる必要性の有無でありますとか、やはりこの施設の運営は制度になじまないもので、もとの委託または直営に戻すありますとか、もしかすると新たに導入を目指すべきという事業や施設もあろうかと思えます。これらの取捨選択という判断を行う必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

以上を最初の質問とさせていただきます。よろしく御回答のほどお願いいたします。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 榊議員から、緑化行政についての御質問でございます。

公園や街路樹も含めて、専門家の意見を聞き入れ、適正な管理に努めるべきではないかとのお尋ねにお答えいたします。

公共の緑につきましては、緑被率に占める割合からその存在価値は大きく、緑の創出だけでなく、その適正な管理によって都市景観の調和が保たれ、貴重な緑が伝承されるものと考えております。

公共の緑における公園や街路樹の管理につきましては、造園業者への年間業務委託を中心に、公園愛護団体等の協力を得ながら、樹木の剪定や消毒、除草を定期的を実施しております。造園業者への年間業務委託については、専門家の意見を参考に、剪定や除草等の回数及び時期を定めておりますが、天候等により雑草の伸びが早い時期などもあり、適切な除草ができていないこともございます。

また、市庁舎敷地内の樹木等の管理につきましては、中・低木は年2回程度、高木については必要に応じて剪定や消毒を造園業者に委託しており、草刈りについても同様に委託して行っております。しかし一括して実施するため、委託する時期によっては最適な時期にできていない樹木もございます。今後とも造園関係者等の意見を参考にしながら、公共の緑の適正な管理に努めてまいります。

次に、道路行政についての御質問でございます。

まず、岡本交差点の問題についてのお尋ねにお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、現状は歩行者用信号機は7カ所しか設置されておりません。未設置の理由について筑紫野警察署へ確認したところ、「現地の県道の歩道に信号機用の柱を設置するスペースがないため、歩道を拡幅しないと歩行者用信号機は設置できない」との回答を受けております。

また出前トークの中で、岡本交差点の南東部の歩道が途切れており、通学路の児童や歩行者にとって危険があることから、歩道改良の要望が出されました。その後、現地確認のもと、道路管理者である福岡県那珂県土整備事務所へ歩道改良の要望を行ったところです。今後は福岡県に対し、早期に歩道改良を行っていただくよう強く働きかけてまいります。

次に、道路における交通安全施設の設置についてのお尋ねにお答えいたします。

道路反射鏡、いわゆるカーブミラーは、道路法施行令で道路附属物の一つとして位置づけられ、

道路通行上の安全を図る上で、道路の屈曲部や見通しの悪い交差点に必要な場合に、道路管理者が設置できるものとされております。この考え方に基づき、道路を通行する車両等のための安全確保の補助施設として、カーブミラーの設置を行っているところです。このようなことから、特定の方々が利用される大型マンション等の民有地の出入り口等においては、入居者の方々に敷地内などの安全な場所にカーブミラーを設置していただいております。

次に、指定管理者制度についての御質問でございます。

指定管理者制度に対する現状認識及び検証についてのお尋ねにお答えいたします。

本市では、平成17年度に春日市公の施設指定管理者制度導入指針を策定し、指定管理者制度を導入いたしました。制度の導入に当たっては、全ての公の施設の管理運営について検討を行い、従来の管理委託制度による管理運営を行っていた施設から指定管理者制度を導入するとともに、直営で運営する施設への制度導入についても進めてまいりました。現在、35地区での公民館を初めとして、4保育所、16の放課後児童クラブ、3児童センター、老人福祉センターナギの木苑、温水プールなど60施設に指定管理者制度を導入しております。

このように、本市においては指定管理者制度を積極的に活用しておりますが、本市が指定管理者制度を導入してから10年を経過しておらず、その運営はまだ試行錯誤の段階であると考えております。現在、直営で運営している施設につきましては、指定管理者制度を含めた最適な運営手法を検討していくことが必要であるとともに、既に制度を導入している施設につきましても、よりよい運営手法を探っていくことが必要であると考えているところです。

また、指定管理者制度を導入した施設におきましては、毎年度、運営状況の実績評価を実施しており、全ての施設において仕様書等に定める要求水準を満たしていると評価をしております。この評価の手法につきましても、利用者の声を適切に反映する仕組みなども含め、より効果的な手法を検討していく必要があると考えております。今後も春日市公の施設指定管理者制度導入指針の適切な運用に努めるとともに、必要に応じて春日市公の施設指定管理者制度導入指針の見直しを行うなど、指定管理者制度の効果的な活用を図ってまいります。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、御回答どうもありがとうございます。それでは、順次再質問に移らせていただきます。

緑化行政の件ですけれども、最初で非常に厳しいことを言わせていただいておりますので、どうか今後は適正に管理を行っていただきたい、もうこの一言に尽きます。

で、管理を行う上でちょっと気になるんですけれども、現在この管理業務に関して、これは予算が当然伴うわけなんですけれども、積算根拠、これは今何によられておるのでしょうか。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 市庁舎の樹木管理でございますけれども、造園業者の方の見積書をいただきまして、これを委託料ということで予算化しておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。まあ、見積もりということなんですけども、見積もりの予算計上が悪いと言うつもりはさらさらないんですけども、見積もりということになりますとですね、どうしてもこう何となく、印象なんですけども、その場その場で対応するというか、そういう印象が拭えないんですね。緑というのは、もうこれ、もうここにあって、毎年伸びるというのはもう決まっておるわけですから、そういう意味で、もう見積もりじゃなくて歩掛をきちんと、これはもう県にしても国にしても、歩掛の積算根拠というのはあるわけですから、これを導入されたほうがいいんじゃないのかなという気がいたしております。

まあ歩掛といいますと、植樹帯の除草ですとか、低木剪定や消毒、また施肥というのは平米単位で幾らという形。中・高木につきましてはですね、規格ごとに剪定の種類ですね、強剪定・普通剪定ございますけども、もう、これで幾らというふうにきちんと決めておけば、もう予算というのは確保するべきものがきちんと決まってくるんじゃないのかなという気がいたします。

で、加えてなんですけれども、これは福岡市や福岡県など多くの自治体で結構やっているんですけども、年間管理の業務がございますよね。今、歩掛で計算する項目がございます。例えば年間でしたら、手取りの除草は年2回だとか、草刈り、刈り払いは3回、低木等の剪定については2回、高木は1回、消毒は2回、夏季には時には散水等も入れるというような形があるかと思うんですけども、この積算金額にですね、結構やっているのが、これに10%から15%の金額を掛けてですね、これを一般管理費という形で計上するやり方。

これを何に使うかという、これはあくまで、先ほどのお話もございましたけども、緑という自然のものでありますので、突然の、まあ例えば台風が来て風倒木が出ましたよですとか、2回もちゃんと刈り払いはしたんですけども、思ったよりも今回また草が伸びたねというようなとき等に対応していくというような形をですね、導入しているところがあつたりするわけなんですけど、こういうのですね、対応というのもお考えになられてみてはいかがかなというふうに思うんですけども、この点いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

議員御指摘のように、市庁舎の緑につきましても、やはり市の管理する施設ということで、適切に管理を行っていく必要があるというのは十分認識しております。ただいま議員から御提案いただきました歩掛による経費の算出とかですね、また一般管理費というような考え方につきましてはですね、今後検討させていただくということですので、効率的な手法をちょっと考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、済みません、ぜひ御検討をお願いします。その場その場です、見積もりをとって対応という形よりも、確かに当初で計上する予算というのは高くなる

うかとは思いますが、公共が緑を大切にしていこうという姿勢を市民に示すということは、非常に重要だというふうに思いますので、どうか今後も緑を大事にする姿勢を、市民の範となり得るように心がけていただきたいと、強くこの件につきましては要望させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、道路行政についてお伺いをさせていただきます。

まず、岡本交差点の件ですね。これはもう市長から御回答がございましたとおりで、そもそもが信号機が設置できないというのも、歩道がないからということなんですね。ですから、もうこれは歩道を、とにかく早急に改善していただきたいということで、強く県に対して今まで以上に申し入れをし続けていっていただきたいという、もうこの一点にこれは尽きます。まあ、私が言ったということでは大した力にもならんかとは思いますが、議会でも問題になったということで、ぜひですね、県のほうに働きかけをしていただきたいというふうに思います。もうこの件は要望をお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

で、次が、今から時間を大変長くかけさせていただくと、先に予言をさせていただきますけども、カーブミラーの問題についてお話をさせていただきます。

先ほど私、質問ですね、設置できないというのであれば、その根拠をお示ししたいということで御質問をさせていただきました。まあ当然、御質問させていただくわけですから、私も自分なりに調べておるわけなんですけれども、カーブミラーの設置に関することというのは、少なくとも春日市の場合、春日市道路構造の基準を定める条例がございます。この中の交通安全施設、第30条になるんですけども、「交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、次に挙げるものを設けるものとする」とあるんですね。その中で、1番から9番までございまして、その(9)に「他の車両または歩行者を確認するための鏡」、いわゆるこれはカーブミラーですね、という記述しかないんですよ。

で、先ほどのお答えをいただいた答えの中に、「道路通行上の安全を図る上で、道路の屈曲部や見通しの悪い交差点に」という言葉が出てきたんですけども、こんな条文どこにもないんですね。これはどこにあるんですか、お教えください。お願いします。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 設置場所の分でのお尋ねでございます。

これにつきましては、道路反射鏡設置指針というのがございます。これにつきましては、道路法もしくは道路施行令を受けた、これは指針でございますが、その中に、その前書きの中で、「十分な●視距●が確認されていない山岳地帯の屈曲部または見通しの悪い交差点などにおいては、道路反射鏡の設置が有効となる」ということが書いてあります。ですから、これは当然、道路法の趣旨及び、このような事例等を踏まえて回答させていただいたところでございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。まあ、随分お時間がかかって御回答いただいたんですけども、当然、私はそれは調べているんですね。これは確かに春日市の、先ほど言いました春日市道

路構造の基準を定める条例、こんなのは当然、上位条例というのがあるわけですから、これは国土交通省の運用規定を調べる。で、国土交通省のこの運用規定を調べますと、カーブミラーの設置に関する指針は、今まさに部長がおっしゃられたこれなんですけども、「昭和56年12月に社団法人日本道路協会が発行した道路反射鏡指針に準拠するように」というふうに書いてあります。書いてある、間違いなく。

ただ今、非常に都合のいい御解釈でお話をされたんですけども、この設置計画、第2章に設置計画というのがございまして、この2の2で設置場所というのがございます。この2の2の設置場所で、その1で単路部、それからその2で交差点部というのがありましてですね、速度何キロで走行の場合は何メートルの目視であるとか、見通せる距離の物理式まで、これは詳しく書いてあるんですよ。これは非常に難しい。ところがですね、この単路部については（3）、それから交差点部については（2）というところで、明確に記されているんですよ。「上記以外で交通事故の発生のおそれがあり、道路反射鏡を設置することによってその防止に効果が認められる場所には設置する」って書いてあるんです。

私は、設置できない根拠を示してくれて言ってる。書いてある。ここに全く基準なんて書いていないんですよ。しかも春日市の条例にも書いていないものを、今のように、こんなものをいきなり持ってこられて御回答されると。それはちゃんと読んでくださいよという話になる。この意味が全く私はわからないんですね。

で、さっきの御回答に戻りますけども、今の本来の春日市の条文等では全く明文表記がない、その「道路の屈曲部や見通しの悪い交差点云々」という続きの部分で、「この考え方に基づいて、道路を通行する車両等のための安全確保の補助施設として、カーブミラーの整備を行っております」というふうにおっしゃっているんですよ。その後で、「このような現状であることから」って続くんですけども、これはもう本当に申しわけないです、私の頭が理解力が足りないんだろうけど、これは何をしての「このような現状」なんですか。設置できることしか書いていない。私は設置できない条項を見せてくれて示していて、そのことについて、今まで出てきたことも道路部なんていう話は全く関係ない話だけれども、だけれども、それについて御説明をいただいて、設置できますという話しかない。その後に「このような現状であることから」、これは何の「このような現状」なんですか、お教えください。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 道路法第2条第2項の中で、道路の附属物として、「道路の構造保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設または工作物」として、この道路の附属物は規定されております。そして、その中の8号に「政令で定めるもの」として、このカーブミラーが設置されているところでございます。

ですから、当然これは道路の円滑な交通のために必要ですということで、私どもはこれを解釈しております。ですから、これはあくまでも道路を通行する車両もしくは人、そういうような道路を利用する人たちの安全を補完するものということで理解しているところでございます。



○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 意味が全くわからないんですけどね、まあ、これはもっと後からも言おうと実は思っていたんですけども、私有地の出入り口だからということが、多分、根拠に今なっているんじゃないだろうと思うんですけどね。思うんですよ。だけでも、車が通行していて、車がぶつかって事故が起こるのは、まさに市道でしょう。車が出てきて、そこから車が出てきます。で、ぶつかるっていう形で事故が起きるのは、市道で起きるんですよ。しかも、今のその事故等の処理の話で言うと、前方でなおかつ動いているもの同士の車の衝突であれば、相手が私有地から出てこようが市道から出てこようが、関係ないですよ。ぶつかったら10・0ということは絶対ない。通常8・2、悪けりゃ6・4、前方不注意ですよ。

だから、私は私有地の中に設置してくれって言っているんだったら、それはおっしゃるように、これは道路のものですから、私有地に設置してくれって言うんだったら、それはできません。はい、それはわかりますよって。だけど、私有地から出てくる道路に設置してくれっていう話をしている。違いますか。それについて道路の規定がどうのこうのっていう話、これは全く私は理屈が通らないと思うんですけどね、どうなんですか。お答えをお願いします。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 榊議員からの質問でございます。

まず、私有地からの出てきた車と、それから通行する車両との事故ですね、これについての事故、これはあくまでもまず第一義的には、出てくる車自体の注意義務が生じます。それと、これについては当然、その運転者の責任というのが一番あるものだというふうに理解しております。当然、これ自体が明らかに出て、相手方、通ってくる車自体が視認できる距離、もしくは停止する距離があれば、そういうふうなことも、言われるような、今度は通行する車についても、その責任も生じてくるというふうに考えております。

で、当然、これはマンションに限らず、普通の住宅でも同じ理屈であると思っております、そういう考え方であれば。そういう考え方でいけば、どの住宅の出入り口に対しても、これは同じような考え方で対応していくということになってござるを得ないと。行政としてはあくまでもこれは、私有地もしくは公有地から、道路以外のところから公道に入ってくる場合についての責務は、それぞれの所有者にあるというふうな考え方で進めているところでございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 今まさにおっしゃられましたけどね、じゃ、車と車の場合はそれでまだいいとしましょう。じゃ、歩いている人がぶつかったらどうするんです。けがされたら。だから、今おっしゃっている話というのは、まさにその後の話につながるんですけどね、一軒一軒の家から頼まれたんじゃ、これ全部対応していたんじゃたまりませんよという話だろうと思うんですよ、本当に。

だけでも、何度も言いますよ、道路の施工条例にしても道路構造上の条例にしても何にしても、できないっていうのは書いていないんですよ。できるって書いてある。できるって書いてあるん

だったら、それが本当に設置に値するものなのかどうなのかというのを、横一線に線を引くんじゃなくて、その都度その都度きちんと、その訴えに上がった人たちの状況だとかうんたらというのをきっちり見きわめて対応するって、それが必要なんじゃないんですか。だって、できないって書いていないんですから。僕が言っているのは、できないんだって言うんだったら根拠を示してくれって。

まさに今おっしゃったように、一軒一軒から言ってこられたんじゃ、とてもじゃないけどたまらんとことだろうと思うんですけどね、だったら逆の言い方をすると、きちんと整備をして、原則としてですね、個人宅ないしは小規模集合住宅を除くであるとかですね、そういう条文があるならわかりますよ。設置に関しては道路管理者と希望者との間で協議を行いですね、宅地占有等に関しても話し合いを行った上で、その設置費は希望者がこれを負担するとか、そういう形があるならわかりますよ。けどもあなた方は、一律で全部だめだっておっしゃる。

じゃ、毎日毎日もしかしてですよ、1,000台も2,000台も車が入り出すようなところがあって、そこで事故が頻繁に起きますっていう形になったときに、それは民有地の責任だっていう話にするんですか。そこのところをお教えてください、お願いします。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 榊議員からの、多くの車が入り出すところについての交通安全対策のお話だと思います。

特によくありますのが、大きな店舗ではそういうふうな状況があります。これについては当然、大規模小売店舗法というのがありますし、それに対して指針が設けられていますので、それに基づいて、これについては厳しく、そこのその整備する人間ですね、店舗を整備する人間が配慮するようになっております。当然、周りの環境、それから今まで通っていた車についてですね、十分に配慮した形で出入り口を整備し、また場合によっては交通指導員をつけるというふうになっております。

また、大型マンションなどの建設に当たりましては、当然、都市計画法の32条協議の中で開発行為の協議を行うわけですが、その中で十分に安全の確保ができるような状況を協議してもらっております。また、それ以外の分につきましても、春日市開発行為等整備要綱に基づいて、周りの環境もしくは通行する車に、もしくはそういうふうな交通に安全なような整備をしてもらうように、協議を重ねていっているところでございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 開発の当初は当然そうでしょう。ただ、後から状況が変わることってあるんですよ。後からその出入り口付近に、見通しが非常にいいはずだったのに、ほかの土地開発が進んで、出入り口と非常に出入りが悪く、見通しが悪くなりますってある。だから逆の言い方をすると、そういうことがあるから設置することができるっていう指針しかないんですよ。そうじゃないと困るから。個人の住宅は除くなんて最初から書いていたんだったら、住居の出口ができないなんて書いていたら、とてもじゃないけれども対応できない事例が起こると困るから、

だから、できるという条項しかないんですよ。なのに一生懸命、できない理由をつけられている。それが僕には全く理解ができないんですね。

できるって言われている以上は、じゃ、ここがそれに値するのかなどうか、住民の声、また地域の人たちの声を聞いて、一件一件塗り潰していくんならわかりますよ。もっと言うならですよ、春日市のこの見識の高い市民がですよ、これ一件、大型マンションの出入り口のやつを認めたからって行って、「はい、俺も俺も俺も俺も」って、一軒一軒の出入り口のところにカーブミラーをつけてくれなんて言うてくるような常識のない市民が、僕はいるとは思いませんよね。それは信じるべきでしょう、そんな話は。そんな話何もなしで、「はい、全部できませんよ」っていう話をするというのがね、私はちょっと理解ができないんですよね。

何度も言います、これはできるという規定しかないんですよ。けども春日市は一生懸命、条文の裏読みまでして、できないっていう方向をつけている。それはおかしいだろうって言うんです。違いますか。部長、もう一回御答弁お願いします。

○議長（金堂清之君） 柴田都市整備部長。

○都市整備部長（柴田博之君）〔登壇〕 榊議員からの、状況が変わった場合についてということでございます。当然、状況が変わった場合につきましては、これはそこの所有者ですね、もしくは使用者の責務において、出入り口を見やすいような形でやり直していただくというふうをお願いしているところでございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 もう全くかみ合わないなという感じでございますので、もう何とか、幾らのれんに腕押しといいますか、違う土俵でお話しされている気がしてしょうがないんですけどもね。

私は本当に、これまでも非常に多くの自治体の職員の方と、お仕事でもプライベートでもおつき合いさせていただきました。その中でですね、総じてですけども、本当に春日市の職員の皆さん、優秀ですよ。すごく優秀です。専門的な行政の知識には秀でているし、私たち議員が一番よく対応させていただいている各部の部課長さん、まあ私のような者に言われてもうれしくないでしょうけれども、大変見識も豊かですし、頭の回転も速い。心からすごいと思うし、私、かなわないなと思うときがよくあります。

ただですね、私、絶対に皆さんが持っていないものって一つだけ持っているんですね。それは何かというと、サービス業に従事してその最前線で働いてきたという自負、これは私は持っております。次のことでも実は言おうと思っていたんですけども、今現在ですね、大変世間から厳しい目で見られることの多いですね、これからの行政に求められるのは、さまざまな問題を抱える市民の皆さんの要求に、いかにその立場に立って触れ合って、なおかつ接していけるかという行政のサービス化というの、これは絶対に私は必要になってくると思うんですね。

もう民間では、もはやサービスなんて言葉すら過去のものでですね、ホスピタリティーでありますとか、さらにその上に行くロイヤリティーなんていう言葉ですね、皇室並みのサービスをす

るんだという、そういう概念までですね、取り入れて、いかに顧客満足度を上げるかということに取り組んでいるんですね。それぞれの顧客がみずからのプライオリティーが最も高いというふうに思えるような、そんな工夫を実現しながらですね、実際、ほんの数十円単位の利益を他社よりも得るために、もう営業に携わる人間というのは、まさに泥をかんで地をなめているんですね。非常に厳しい現状ですよ。

その中でお客さんはですね、常に私たちがびっくりするような要求を時々してくることがあるんですね。このときにですね、私は先輩にも教えられたし、私も後輩によく口を酸っぱくして言っていたことがあるんですけども、できん理由を探すなって。できる方法を考えてやれって。実はこれから先、行政がサービス業たらんとするんであれば、一番求められるのはそんな姿勢じゃないかなって思うんですね。

私、今回の件に関して、実は絶対条文でできないって書いてあるやつをゴリ押ししろだとか、この●箇所に早速置け●という話を僕はしているつもりはないんです。ただ、何も考えもせずに、横一線で「できません」っていう、その線の引き方、しかもそれに対するお答えが非常に曖昧模糊としている。それは曖昧模糊としますよね、できないという理由はないんですから、実は条文等に。なのに、それを一生懸命し続けるんですね。お客さんのという言い方で言うとあれですけど、市民の立場に立って親身に物を考える姿勢っていうのが、僕は絶対これから先求められてくる。だけども今の対応は、とてもその姿勢には欠けているんじゃないのかなというふうに思っております。

まあ、この件でもう私は完全に予定をオーバーしておりますのでですね、これ以上やって落としどころがなくなっても困ります。今の一連のやりとり等を聞いて、市長にぜひ落としていただきたいという、非常にむちゃな質問でございますけども、ぜひ市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（金堂清之君） 井上市長。

○市長（井上澄和君）〔登壇〕 先ほどからお聞きしておりまして、榊議員のおっしゃることも理解できますし、ただ、恐らく今までの経緯からいたしまして、大型マンションが幾つも建っておりますけれども、今まで全くそういう事例がないことでも一方ではあるわけでございます。ですから、そこをどう解釈していくか。

まさに榊議員おっしゃいましたけど、行政のサービスの質の向上というのは、私どもは本当に福祉、いわゆる低所得で本当に日々困窮しておられる方々に、いかにして行政が光を当てていくかというのが一番の根底でございます。できましたら一方では、まあ、どうするかこれから検討してまいりますけれども、自分たちで少しずつでもお金を出し合っただけでできるものであれば、皆さん、ぜひそれは御協力いただけませんか。その分のお金は、今度はそういう困窮してある方々のために使わせていただきましょう。そういうことも一つの考え方として当然でございます。

ですから、榊議員が言っておられることが特定の場所を設定しておられることなのかどうか分かりませんが、その辺ももう一遍内部で検討させていただきましてですね、ただ、あんま

りこれをいきなり時間をかけずに突き詰めますとね、市の判断ということになると、またそれはもろ刃の剣になりますので、そこのところはひとつ御理解をいただいて、今後の一つの検討課題として考えさせていただきたいというふうに思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。まあ、市長に落としてといいますか、落とすところを見つけていただいて、本当にありがとうございます。ただ、本当に今後も起こり得る話だと思いますし、決して門前払いと、できないってないわけですから、門前払いを決め込むわけではなくですね、真摯な対応、またいま一度この件についても、市長がお話しいただきましたように、御検討をぜひお願いをしたいというふうに思います。

じゃ、最後に指定管理者制度についてに移らせていただきます。

これは御回答ですね、読ませていただきますけども、「その運営はいまだ試行錯誤の段階であるし、よりよい運営手法を探っていくことが必要」ともありますし、「利用者の声を適切に反映する仕組みなども含め、より効果的な手法を検討していく必要がある」との御回答をいただきました。この御回答に大変、私、実は満足しております。この段階ですね、「もう今の制度は完璧で、何も文句は言わせないぞ」というふうにおっしゃられたら、個別の案件について全部細かく言うていかないかなというふうに思っておりましたけれども、非常にこの意味では満足しております。

冒頭でも言いましたけど、決して満点の制度ではないんですね。事実、あの当時に官から民へという流れの中で導入されました、例えば貸し切りバスの自由化でありますとか、タクシーの総量規制廃止だとかいうやつ、またもとに戻っていたりするんですね。だから、やっぱり時代の勢いの中で進められた制度であるがゆえにですね、どこか懐疑的な視点もですね、行政の方もぜひ持ち続けていただきたいなというふうに思っております。

で、先ほど中原議員の質問にも若干出たんですけど、今後もきっと導入を検討されている事業というのもあるかと思うんですけども、まあ、これは答えられる範囲で結構です、どういふものがあるかお答えいただけたらと思います。いかがでしょうか。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

現在検討しておるのは、先ほど申しましたようにスポーツセンターと、まあ正確に申せば、これに関連する施設もでございますので、その施設をどうするかというようなことも検討しております。それ以外の今後検討に挙がってくるものはですね、ふれあい文化センターとかですね、そのあたりがございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。まあ、先ほど中原議員の御回答でも質問が出てきておりましたので、スポーツセンターという名前が出てくる。

これに対してですね、先ほどの中原議員と一緒に、やる前からやるなというようなことを言うつもりは、もう本当にさらさらございません。ただ、ちょっと気がかりな点が実はございましてですね、このスポーツセンターというのは、これも先ほど中原議員おっしゃられたような話に似るんですけども、指定管理の適用範囲をどこまで指定するかというところが非常に気になるんですね。

というのも、そのスポーツセンターを管理するスポーツ団体といいますか組織みたいなものというのは、得意不得意みたいなのがきつとあると思うんですね。得手不得手というのが。その得手不得手がですね、例えば「うちのところはランニングが得意だけど、うちは筋肉づくりに関しては日本一だよ」というようなところが、もしかするとあったりするかもしれない。そうなるとですね、マシンのですね、フィットネスとかトレーニングのマシン、これに差が出ちゃう可能性があるんですね。

これ、ちょっと調べてみたんですよ、私。比較的新しくて規模が同程度かなと思われる福岡県の総合体育館がございまして。福岡アクションですかね。あそこにですね、今設置してあるマシンの数がですね、13種類で46個なんですよ。13種類で46個。これは総額お幾らぐらいだと思いますかっていう話なんですけども、県が買った単価がですね、1,824万円だそうです、マシンが。

これをですね、確かに指定管理者という業務の中で、「はい、それぞれの得意分野だから、マシンも一緒にあなたたち持ってきてくださいね」という話を仮にすればですよ、これはまだそんなこと決まっていなんでしょうけども、仮にもしそういう決め方をするのであれば、財政的には大変ありがたい話ですよ、市からすると。だけでも、約2,000万という金額が、枠が全部決められた、結構がんじがらめの指定管理者という制度の中で、3年間ないし5年間でもとがとれるかという話になると、私、今の商売、そんなに甘くないと思うんですね。

もう「それは知らんよ」って、「持ってきて利益が出ようが出まいが知らんよ」っていうのも、それは確かにそっちのほうが正しいですよ。だけでも、「ちょっとこれはかわいそうやな」なんていう感情がどこかにも湧いてですね、「はい、もう一回再指定」というようなことの引き金にですね、こういう形になると、非常にこの、何と申しますかね、制度自体の本質がゆがんでくるという気がするんですね。

ですから、この体育館のような施設で、これはハードをどこまで準備するかとかしないかとか、そういう部分も含めての話、まあマシンはハードなのかソフトなのか非常に難しいところだと思うんですけどもね、そういう部分、これもですね、やはり制度自体の適正な運用ということを考える上では、きちんと精査をする必要があるんじゃないのかなという気がいたしておりますが、この点等について、今の段階で結構でございます、何か御所見ありましたら、総務部長、よろしくお願いいたします。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 指定管理者の選考、まあ今、指定管理者を導入するかどうかという段階でございますけれども、実際に、じゃ、指定管理者を導入しようといったときにで

すね、一番大きなものは、やっぱり施設の設置目的だろうと思っています。この設置目的に沿って、例えば今回の大きなスポーツセンターですけれども、あれは生涯スポーツというのと、やはり競技スポーツ、それと見る、まあ、そのほかにも障がい者の方とかいろいろ配慮するとか、いろいろございます。

そういった設置目的をです、きちっと踏まえればです、ある程度、制度の導入のときの条件というのも固まってくると思います。そういった意味ではです、施設の目的を押さえた上で、適正な選考というものに当たっていきたくて思っておりますので、どうかよろしく願います。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。まあ、御検討の段階ということですからです、私が今申し上げましたような心配が杞憂だというふうに思いますけれども、ぜひです、ちょっとそういうことも頭に置いていただいて、ぜひ慎重に御検討いただきたいというふうに思います。

あとはです、今言いましたように、非常に多くの事業がこの指定管理者制度で運営するという形になってくると、これはちょっと先ほどの、これもまた中原議員の話と若干ダブったりするんですけども、私、結構、一番大きな問題になってくるんじゃないかなって思うのが、もうこれから先です、市の職員が直接市民と触れ合う場がどんどんなくなるんじゃないのかなと。窓口業務も、スポーツセンターも、どうかしたら図書館も、ふれあい文化センターも、全部民間委託でという形になってくると、もう言い方は悪いんですけども、職員の皆さんたちは全然接する場がなくなってくる。

さっきもちょっと言わせていただいた件ですけども、本当に無礼な言い方で申しわけないんですけども、サービスということに関しては、大変申しわけない、皆様やっぱり公務員ですから、素人だと思うんです。ところがです、これまでは、それでもそんな中で、市民の皆さんと窓口等の業務で接する中で、それなりの対応というのは迫られてきた。ところが、これから先こんなふうにならなくても指定管理者に出していくと、そういう経験も何もない職員ってというのがもしかして生まれてくるんじゃないのかなと。

ところがですよ、この指定管理者の制度の仕様を決めたり、もしくはサービスの質がいいとか悪いとかっていうのを評価したりするのは、その職員さんたちなんです。自分たちがサービスしたこともなくてわからぬのに、「はい、ここのサービスはいいね、ここのサービスはいかんね」なんていう話をするっていうのは、実は、ばかにしているんじゃないんですよ、本当にこれは全然そういうつもりじゃなくて、これもちょっと、今度やっている者からすると、何でそういう評価が下されるのということも含めてです、非常に問題になってきやしないかなという気が実はいたしております。

まあ、市民との気持ちの乖離というような問題ももしかしたら生まれるかもしれませんし、こういう部分も含めてです、直営で残すべきところとか、そういう部分というのは、やっぱり守るべきものをどこか守りながら、この指定管理者制度というのの今後というのを考えていかな

いと、今言ったように、評価するにも誰が何の評価するのというような形に陥りやせんのかなという気が、若干今しておったりするんですけども、その点、総務部長、いかがでございますでしょうか。

○議長（金堂清之君） 村上総務部長。

○総務部長（村上不二夫君）〔登壇〕 最初にいただきました、大変大きな質問でございますけれども、まあ、私も答えがございません。今後ですね、確かにこういう自治体につきましては、やはり適切なサービスは適切などころにというような方向で動いていくと思います。実際にアメリカでは、もう包括的な民間委託ということで、民間企業に全てほとんど任せているところもございます。

そういった意味では、住民ニーズをどう捉えていくかということにつきましてはですね、十分に、まあ私どもは出前トークもやっていますし、そういった中でですね、サービスしていないから住民ニーズが受けられないんだ、直接当たっていないからということはないと思っております。その制度をどうつくっていくかというのは、今後の課題ということにさせていただきたいと思っています。

それからもう一点でございますけれども、ちょっとこれは小さな話になるんですけども、指定管理者の中においてはですね、やはりモニタリング評価というのが今重視されております。もう御存じだと思いますけれども、横浜はやはり規模が大きいもんですから、そういう部門があって、そしてある一部民間に委託してモニタリングをやっているというような状況もございます。

ただ、春日市のこのところへすぐ持ってこられるかというのはございますけれども、まあ何かですね、今のところは私はですね、それを担当する職員もきちっと、担当するというか、その現場がよくわかる職員が今おりますので、行政側の評価は十分できておると思います。ただ、今おっしゃいましたように、市民満足度はどうかというようなことにつきましてもですね、大変申しわけございません、今後の課題ということでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい。まあ、今御回答いただきましたように、ぜひですね、御検討いただきたいというふうに思います。

印象としての問題ですけどね、窓口に立つのは委託を、指定管理を受けた全部民間人で、職員は奥のほうでどんと控えとるという絵は、何かこうやっぱりよくないなと、気持ちよくないなという気もいたしますのでですね、やっぱり職員の皆さんは市民の皆さんと常に接して、気持ち等の乖離が生じないように、それがむしろこういう指定管理というような制度についての運用指針を立てる上でですね、非常に必要なものになってくるんじゃないのかなという気がいたしておりますので、どうか最良の運営形態目指して、今後も御検討を続けていっていただきたいと思えます。市長にはあわせてよろしく願いをいたして……。いいですか。じゃ、市長、一言。

○議長（金堂清之君） 井上市長。



○市長（井上澄和君）〔登壇〕 先ほどから、榊議員から本当に重要な御指摘を幾つもいただきました。我々がしっかり考えておかないかん問題でございますね、やっぱりこの住民サービスということも、やっぱり窓口業務がなくなるとですね、やはりどうしてもその経験がなくなってしまうと。住民との意思の疎通というのが薄らいでくる可能性もあります。

その辺はしっかり我々も内部で注意しながら、まあ、今まで例えば幾つも民間委託をやってまいりました、指定管理も。保育所もそうですし、学校給食もそうです。あくまでもやっぱりユーザーというか、市民の皆さん方の声を聞きながら、きちっとやっぱりそういったものを反映できるようにしてまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひ、これからいろいろ具体的にお気づきの点があったら、厳しく御指摘いただきますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（金堂清之君） 11番、榊朋之議員。

○11番（榊 朋之君）〔起立〕 はい、ありがとうございます。本当に、ぜひこれからもよろしくお願いをいたします。

今回は大変無礼な発言もあったかと思えますけれども、おわびを申し上げまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。